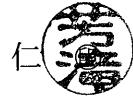


提出 順番	No. 3	令和 6 年 5 月 28 日 午前・午後 3 時 18 分受領
----------	----------	-------------------------------------

令和 6 年 5 月 28 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 芳滝 仁



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
<p>行政区におけるコミュニティの現状と課題、今後のあり方について</p>	<p>幕別町行政区設置条例第 1 条には「町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設ける。」と、その設置目的が示されています。平成 29 年 5 月に公布された地方公務員法の改正により、「公区長」が特別職非常勤職員に該当しなくなることに伴い、行政区のあり方についての町民の議論も踏まえ、議会では「行政区のあり方調査検討特別委員会」を令和元年 12 月定例会において設置し、調査、研究、町民との意見交換会等を行いました。令和 4 年 3 月定例会において「住民と行政がお互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを願うものである」とし、特に 5 つの意見を付して調査報告としていますが、以下伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「行政区と住民自治組織（町内会）の役割の違いを町民全体に周知し、効果的なコミュニティ活動の推進に努めること」との意見に対する現状の取組と今後の対応は。 「広報紙は、全世帯に配布することを前提に、有効な配布の方法について検討を行うこと」との意見に対する現状の取組と今後の対応は。 「行政区運営費は、時代の変遷や地域の実情に応じた住民自治組織の運営及び活動が継続できるよう、改善を行うこと」との意見に対する現状の取組と今後の対応は。

4 「地域住民、住民自治組織等の意見や要望等を十分踏まえ、今後においても必要な改善、見直しを行い、持続可能な地域コミュニティの形成が図られるよう努力すること」との意見に対して、行政区全体について必要な改善や見直しの考えを伺います。

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。